

令和3年度

住宅局関係補正予算の概要

令和3年11月26日

国土交通省住宅局

※予算額は国費

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたクリーン・エネルギー戦略

- 地域型住宅グリーン化事業 【30億円】（中小工務店によるZEH等整備支援）
→ IT活用による効率的な合同調達等、木材の安定確保に資する先導的な取組を支援対象に追加
- こどもみらい住宅支援事業＜創設＞ 【542億円】
→ 子育て世帯等による高い省エネ性能等を有する新築住宅の取得や省エネ改修を支援
- 既存建築物省エネ化推進事業 【0.5億円】
- 特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業 【4.87億円】（UR賃貸の省エネ改修・再エネ導入）

子ども・子育て支援

- こどもみらい住宅支援事業＜創設＞ ※再掲 【542億円】
→ 子育て世帯・若者夫婦世帯による、省エネ性能の高い新築住宅の取得や省エネリフォームを支援
- セーフティネット登録住宅における家賃低廉化等 【1.04億円】
→ 子育て世帯等の支援対象を拡充（収入分位25%以下→40%以下（多子世帯50%以下））
- UR賃貸住宅を活用した近居による子育て支援 【24.6億円】
→ 親世帯と近居するために、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯の家賃を減額（5年間、20%）
- 子育て支援型共同住宅推進事業＜創設＞ 【1億円】
→ 子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する取組みを支援
- 居住支援協議会等活動支援事業 【1億円】

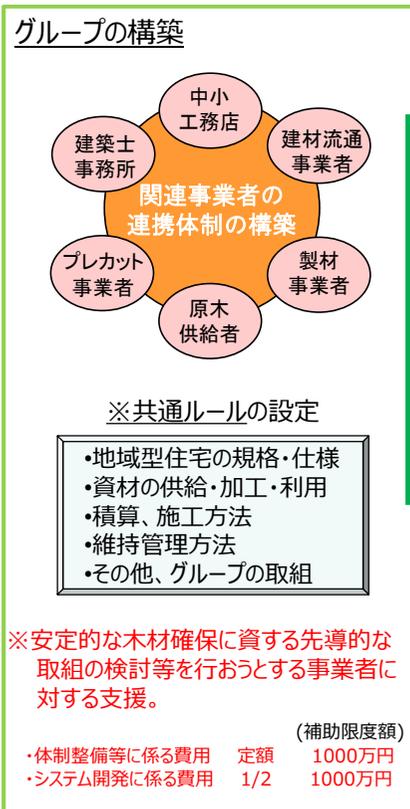
※上記のほか、すまい給付金（1,190億円）、国土強靱化（老朽公営住宅の建替、危険密集市街地対策）、災害復旧関係あり

地域型住宅グリーン化事業

国土交通省所管
 令和3年度補正予算額：30億円
 令和3年度当初予算額：140億円

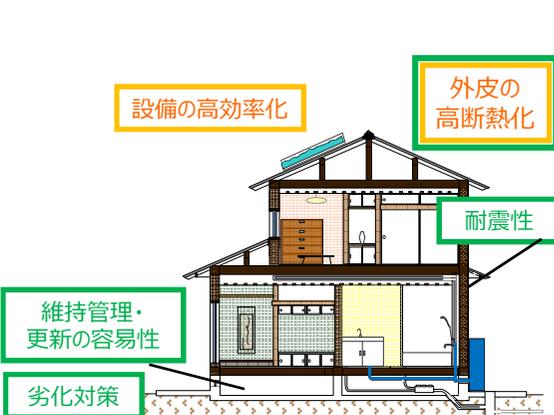
地域における木造住宅の生産体制を強化するため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネ性能等に優れた木造住宅を供給するグループが行う“安定的な木材確保に資する先導的な取組の検討等”及び“ZEH等の供給”に対し支援を行う。

赤字部分：R3年度補正拡充事項



地域型住宅・建築物の整備

補助対象（住宅）のイメージ



タイプ	特徴	補助限度額
長寿命型	長期優良住宅 ※ 1次エネルギー消費量が省エネ基準△20%となる場合、補助限度額を引き上げ	110万円/戸 ※1
高度省エネ型	認定低炭素住宅	110万円/戸 ※1
	性能向上計画認定住宅	110万円/戸 ※1
ゼロエネ住宅型	ゼロ・エネルギー住宅 ※ 寒冷地、低日射地域、多雪地域に限って、Nearly ZEHを補助対象	140万円/戸 ※2

※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸
 ※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸

<住宅の新築における加算措置>

- ①地域材加算
 - ・主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、補助額を加算
- ②三世帯同居/若者・子育て世帯加算
 - 以下のいずれか
 - ・玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、補助額を加算
 - ・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯の場合、補助額を加算

こどもみらい住宅支援事業の概要

国土交通省所管
令和3年度補正予算額：542億円

1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、**子育て世帯や若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等**に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。
※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも令和3年4月1日時点)

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和3年11月26日)以降に契約を締結し、事業者登録(令和4年1月開始予定)後に着工したものに限り。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

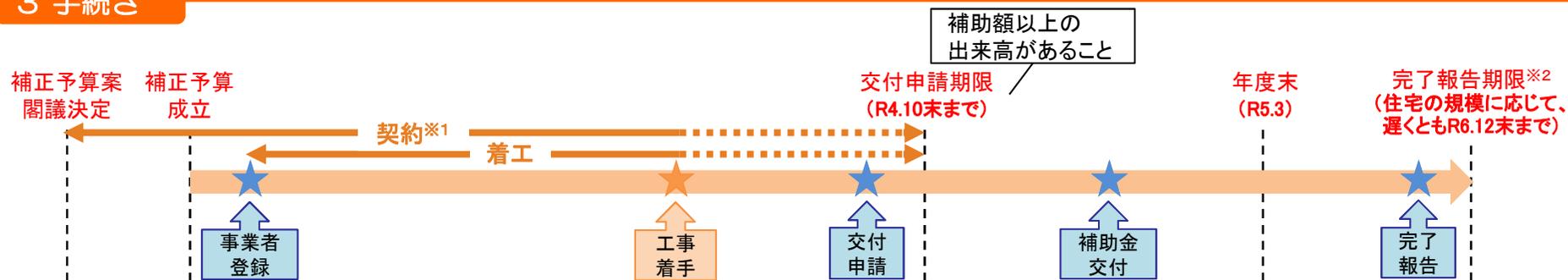
対象住宅※	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円/戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅)	80万円/戸
③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	60万円/戸

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。

住宅のリフォーム

対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

3 手続き



※1 注文：工事請負契約、分譲：売買契約 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

既存建築物省エネ化推進事業

国土交通省所管
令和3年度補正予算額：0.5億円
令和3年度当初予算額：74.94億円の内数

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、空調の効率化に資する換気設備を導入する民間等が行う省エネ改修工事を支援することで、建築物ストックの省エネ改修の促進を図ることを目的とする。

概要

空調の効率化に資する換気設備を導入を行う民間等が行う省エネ改修工事に対して、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

赤字下線部：R3年度補正拡充事項



【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の省エネ改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修(高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修)を伴うものであること
※吸気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
〔ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上〕
・高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 改修後に耐震性を有すること
- ⑤ 省エネ性能を表示すること
- ⑥ 事例集への情報提供に協力すること 等

【補助額等】

- <補助対象> (省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用
- <補助率> 補助対象工事の1/3
- <限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)
※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能
- <事業期間> 原則として当該年度に事業が完了

UR賃貸住宅における省エネ改修等 ～特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業～

国土交通省所管
令和3年度補正予算額 : 4.87億円
令和3年度当初予算額 : 41.96億円

<背景>

○2030年度における温室効果ガス排出量2013年度比46%削減の実現に向け、公的機関が建築主・管理者となる住宅・建築物において徹底した省エネ対策や創エネ対策の率先実施が求められている。

<概要>

○UR賃貸住宅における断熱改修及び太陽光発電関連設備等の再エネ設備を設置するにあたって必要な工事等に対する支援を行う。(補助率1/2)

⇒ 2030年度における温室効果ガス排出量2013年度比46%減や2050年カーボンニュートラルに貢献

■断熱改修

窓の断熱改修により既存のUR賃貸住宅の省エネ化を推進する。

[窓の断熱改修(複層ガラス化)のイメージ]



■再エネ設備(太陽光発電関連設備等)の設置

既存のUR賃貸住宅について、団地の敷地内における太陽光発電関連設備等の再エネ設備設置を促進する。

[太陽光発電設備設置のイメージ]



セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃等の低廉化支援 (公的賃貸住宅家賃対策補助)

国土交通省所管
令和3年度補正予算額 : 0.47億円
令和3年度当初予算額 : 125.29億円の内数

セーフティネット登録住宅への家賃低廉化等について、子育て世帯等の対象を拡充する。特に、多子世帯については支援を強化する。(令和8年度までの時限措置)

※下線はR3年度補正拡充事項

u003c/div>

	子育て世帯等への支援強化	現行制度
事業主体	家賃：大家等 家賃債務保証料：家賃債務保証会社等	
対象世帯	① <u>月収15.8～25.9万円(収入分位25～50%)の多子世帯</u> ② <u>月収15.8～21.4万円(収入分位25～40%)の子育て世帯、新婚世帯</u>	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯
住宅の要件	<u>床面積が40㎡以上であること(ひとり親世帯の場合は適用除外)</u>	原則25㎡以上
低廉化の対象	家賃、家賃債務保証料	家賃、家賃債務保証料
補助率	国1/2 + 地方1/2	
補助限度額 (国費限度額)	家賃：2万円/戸・月 家賃債務保証料：3万円/戸	家賃：2万円/戸・月(三大都市圏4万円/戸・月等) 家賃債務保証料：3万円/戸
支援期間	<u>子育て世帯・多子世帯：最大6年間</u> <u>新婚世帯：最大3年間</u>	管理開始から原則10年以内 (国費総額が240万円を超えない場合は最長20年間)
その他の 主な要件	原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること	

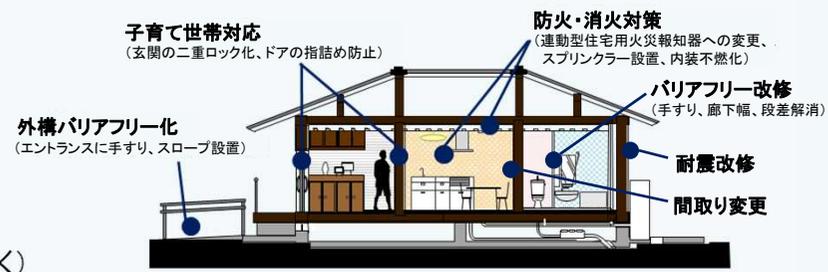
(世帯の定義)

- ・新婚世帯 : 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)を得て5年以内の世帯
- ・子育て世帯 : 子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)又は妊娠している者がいる世帯
- ・多子世帯 : 同居者に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯

セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費への支援 (住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)

国土交通省所管
令和3年度補正予算額 : 0.57億円
令和3年度当初予算額 : 230億円の内数

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】 (令和2~4年度)	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象 工事等	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む) ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む) ⑤耐震改修 ⑥「新たな日常」に対応するための工事 (宅配ボックス、非対面式インターホン、抗菌仕様ドアノブ、 非接触型照明スイッチ、換気設備、自動ドア) ⑦居住のために最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑧居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※ 上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も補助対象	 <p><対象改修工事のイメージ(例)></p>
補助率・ 補助限度額	国1/3	国1/3 + 地方1/3
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額※以下であること。 (75㎡以上の一戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額) ※ 公営住宅に準じた算定式による50㎡の住戸の家賃額(例 東京都 文京区:6.7万円、大阪市:6.4万円、静岡市:5.4万円 等)	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他 主な要件	・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。	

UR賃貸住宅を活用した近居による子育て支援

～特定施策賃貸住宅活用近居促進事業～

国土交通省所管
令和3年度補正予算額： 24.60億円

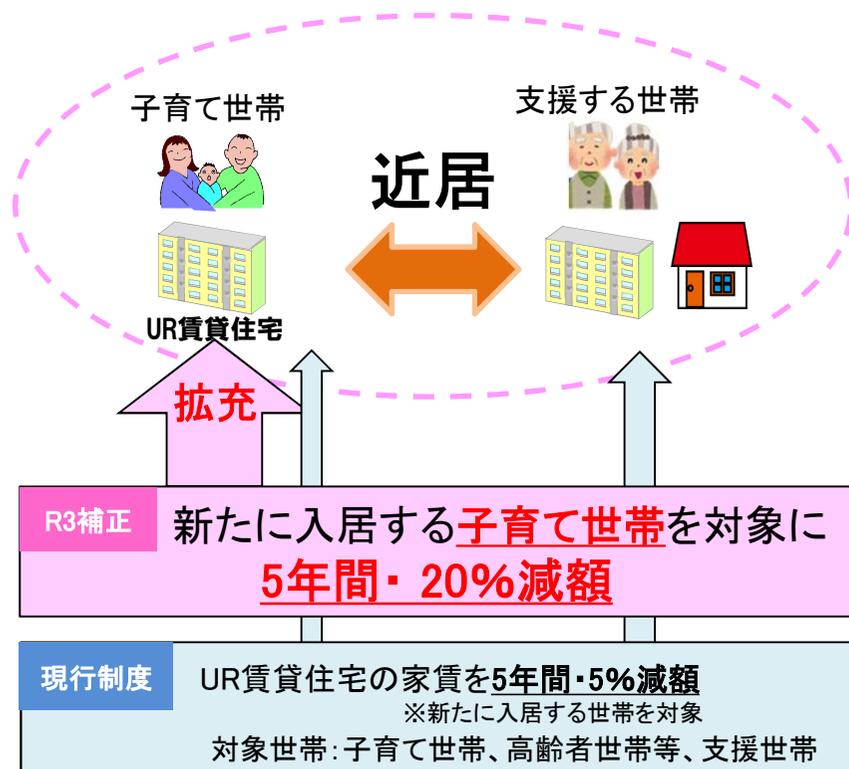
<目的>

○コロナ禍により出生数が大きく減少することが予測されている中、安心して子育てできる環境整備を図るため、緑豊かで子育て環境に優れたUR賃貸住宅を活用した近居を促進する。

<概要>

○子育て世帯とこれを支援する親世帯等が近居する場合に、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯に対して家賃減額を拡充

⇒ 「中間層の拡大及び少子化対策」に寄与。



子育て世帯とこれを支援する親世帯等※が近居する場合に、UR賃貸住宅に新たに入居する対象世帯に対して家賃を減額

※三親等以内の親族の世帯

■対象世帯

子育て世帯※(収入分位50%以下の者に限る。)

※18歳未満の子を現に扶養している者又は妊娠している者を含む世帯

(現行制度： 子育て世帯、高齢者世帯等、対象世帯を支援する親族)

■家賃減額措置

入居から5年間、家賃の20%(*)を減額

※限度額4万円/月、15%国負担、5%UR負担

(現行制度： 入居から5年間、家賃の5%を減額)

子育て支援型共同住宅推進事業

国土交通省所管
令和3年度補正予算額:1億円

事業目的

都市部における主要な居住形態である共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象とし、事故や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取り組みを支援する。また、昨今指摘されている子育て期の親同士の交流機会を創出する観点から、居住者間のつながりや交流を生み出す取り組みを支援することとし、こどもと親の双方にとって健やかな子育て居住環境の整備を進める。

事業概要

○補助対象となる共同住宅

- ・賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修

○補助対象事業

- ①子どもの安全確保に資する設備（※）の設置に対する補助：新築1/10、改修1/3（上限100万/戸）

※転落防止のための手すり設置、二重ロック等の防犯性の高い玄関ドアの設置、対面形式のキッチンへの交換 等

- ②上記①と併せて、居住者等による交流を促す施設（※）の設置に対する補助：新築1/10、改修1/3（上限500万）

※ 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の設置、プレイロット [遊具・水遊び場・砂場] の設置、家庭菜園・交流用ベンチの設置

注：賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする

補助対象のイメージ

●子どもの安全確保に資する設備

浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



●交流を促す施設

交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



居住支援協議会等活動支援事業

国土交通省所管
令和3年度補正予算額 : 1億円
令和3年度当初予算額 : 10.8億円の内数

社会的な孤独・孤立の問題を抱える世帯や子育て世帯を含め、誰もが安心して暮らせる住まいの確保を図るため、居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が実施する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う。

※住宅確保要配慮者:高齢者世帯、障害者世帯、低額所得者、子育て世帯、被災者世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者

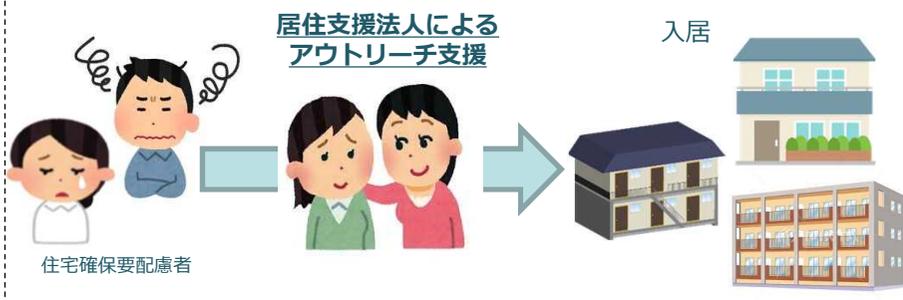
【事業概要】

- (1) 事業主体 住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人等
- (2) 補助対象事業 ①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催
(①は必須、②～④は任意)
- (3) 補助限度額 10,000千円/事業主体※ (補助率10/10) 交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付

※ アウトリーチ型による入居支援を行う場合または就労支援等の入居後支援を実施する団体と連携を行う場合は、補助限度額12,000千円

現行制度では、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等または空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営を実施する場合に12,000千円の補助限度額を適用

【事業イメージ：アウトリーチ型による入居支援の場合】



【事業イメージ：入居後の就労支援等の支援を実施する団体と連携を行う場合】

